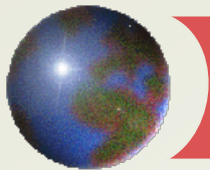


ICANNシンガポール会合 政府諮問委員会報告

2014年3月22日(土)～27日(木)

2014年5月29日
総務省 データ通信課
山口 修治



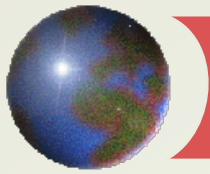
政府諮問委員会（GAC）の概要

● GACの活動

- ICANNの活動に関し、次の事項について政府の立場から検討、ICANN理事会に対して助言。
 - － 公共政策課題に関する事項。
 - － ICANNポリシーと各国国内法、国際協定との間で相互に関係がある事項。
- ICANNの理事会はポリシーの制定、採択においてGACの助言をしかるべく考慮しなければならない。

● GACメンバー構成

- 現在、134の国・地域の政府及び30国際機関(オブザーバー)で構成。
(今回会合で、クロアチア、グレナダ及びソロモン諸島がGACメンバーとして、新たに参加。)
- 今回会合には61の国・地域の政府、10国際機関が参加。
- 日本からは総務省が代表として参加。



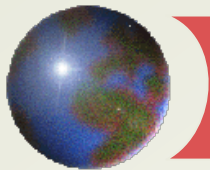
政府諮問委員会 (GAC) の概要

- シンガポール会合での主要議題

- I 新gTLD(分野別トップレベルドメイン)
- II 他組織との交流
- III IANA機能に関する米国政府発表について

- 今後の予定

2014年6月、イギリス(ロンドン)において次回会合を開催予定。ロンドン会合では、同年6月23日にハイレベル会合が開催。



I 新gTLDの導入 1 経緯

1 経緯

① GACTロント会合コミュニケ(2012年10月17日)

GAC早期警告は11月20日公表、GAC助言は次回会合でとりまとめる予定。

https://gacweb.icann.org/download/attachments/27132070/FINAL_Toronto_Communique_20121017.pdf?version=1&modificationDate=1354149148000&api=v2

② GAC早期警告(2012年11月21日)

145文字列、242の警告(日本からは、「.政府」及び「.date」の2件)

<https://gacweb.icann.org/display/gacweb/GAC+Early+Warnings>

③ GAC北京会合コミュニケ(2013年4月11日)

セーフガード助言とりまとめ、地理的名称等はダーバン会合で結論。

<http://www.icann.org/en/news/correspondence/gac-to-board-18apr13-en.pdf>

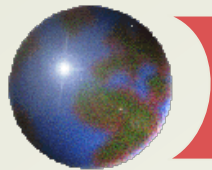
④ GACダーバン会合コミュニケ(2013年7月18日)、ブエノスアイレス会合コミュニケ(2013年11月20日)

セーフガード助言、地理的名称等に関して、引き続き議論。

<http://durban47.icann.org/meetings/durban2013/presentation-gac-communique-18jul13-en.pdf>

<http://www.icann.org/en/system/files/correspondence/gac-to-board-20nov13-en.pdf>

(※1) NGPC: new gTLD program committee (新gTLDプログラム委員会)の略。



申請者ガイドブック(AGB)におけるGAC助言(GAC Advice)の規定

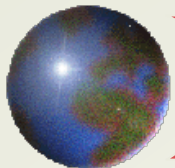
3.1 GAC Advice on New gTLDs (新gTLDに関するGAC助言)

GAC助言は以下のいずれかの形をとる。

1. 特定の申請に対し、審査を進めるべきではないというのが**GACの合意(コンセンサス)**である、とICANNに助言する。
2. 特定の申請に対し、懸念があるとICANNに助言する。理事会はGACと当該懸念を理解するために対話を持ち、その決定については理由を示すことが期待される。
3. 特定の申請に対し、修正すれば審査を進められるとICANNに助言する。

※**GACの合意(コンセンサス)** (GACダカール会合コミュニケ Annex II)

採択にあたり公式な反対なく合意(agreement)されたもの。



I 新gTLDの導入 2 GAC助言（新gTLD関連）の概要

2 GAC助言（新gTLD関連）の概要

シンガポール会合では以下の項目の新gTLD助言をとりまとめ。

① 特定の文字列へのGACの反対

GAC助言完了。Spa市と申請者のうち1者が合意に至ったことを歓迎。

⇒ .spa

GAC助言の実施状況についてアップデートが必要。

⇒ .amazon（シンガポール会合後、4月7日付けで専門家の分析結果^(※)が公表。）

インド政府が、申請の審査を先に進めないよう要請。

⇒ .ram .india

② セーフガード助言⇒スライド7

③ .wine及び.vin ⇒スライド11

④ IGO（政府間機関）名称保護⇒スライド13

⑤ 赤十字／赤新月の名称の保護⇒スライド14

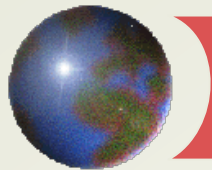
(※) 国際法又は国内法において、**ICANNが申請を拒否する理由となる地理的表示に関する規則はない。**
ICANNが申請を受入れる理由となる知的財産、特に商標に関する規則はない。

5月14日理事会決議：GAC助言を受入れ、「.amazon」の申請を先に進めない。

シンガポール会合GACコミュニケURL: <https://gacweb.icann.org/download/attachments/27132037/Final%20Communique%20-%20Singapore%202014.pdf?version=1&modificationDate=1395925159241&api=v2>

「.amazon」専門家分析URL: <https://www.icann.org/en/system/files/correspondence/crocker-to-dryden-07apr14-en.pdf>

5月14日理事会決議URL: <https://www.icann.org/en/system/files/files/resolutions-new-gtld-annex-1-14may14-en.pdf>



I 新gTLDの導入 3 セーフガード助言

3 セーフガード助言 (GAC北京会合コミュニケANNE X I)

◆ カテゴリ1 (消費者保護、参入規制等への配慮が必要な文字列)

- 2013年4月の北京会合で、GACは、消費者保護、参入規制等への配慮が必要な文字列を特定。同年7月のダーバン会合で、**GACとNGPCが引き続き対話を継続**していくことを確認。

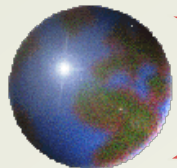
- 同年7月のダーバン会合後、NGPCが、

① **高いレベルの制約分野** (クローズな登録: .bank、.attorney、.lawyer等)

② **制約分野** (オープンな登録: .video、.software、.game等)

に再分類し、**レベルに応じたセーフガード** (①の場合: ②の要件に加え、登録の際、許可書・免許状等を示す等、②の場合: 登録の際、登録者に国内法の遵守を通知する等) をレジストリ規約に追記することをGACに提案。

- シンガポール会合では、**米国が、上記登録規約の3 (具体的なセキュリティ確保の方法)、上記登録規約の5 (連絡先情報 (Whois) が誤っている場合の対応等) 等について、明確化を要請**。理事会が検討中。

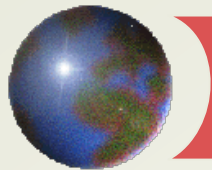


I 新gTLDの導入 3 セーフガード助言<参考>

(参考)新gTLDレジストリ規約 仕様11の 公共性の誓約(PIC)

1. 登録者は、プライバシー、データ収集、消費者保護、公平な融資、債権回収、有機栽培、データの公開及び財政面の公開を含め、**全ての国内法を遵守**すること。
2. 登録の際にレジストラが登録者に**国内法を遵守すべきとする要件を通知**すること。
- ② 3. 登録者がセンシティブな健康及び財政データを収集し維持する場合、国内法によって定義されるこれらの業務を提供する場合と同等のセキュリティ確保の方法を実装すること。
- ① 4. レジストリは、詐欺、その他の非合法的活動のリスクを可能な限り軽減するため、関連規制体又は産業の自己規制体と共に作業する関係を構築すること。
5. 登録者は、最新の連絡先情報を提供すること。
6. 登録の際、**登録者が、許可書、免許及び／又は関連する資格を所有していることを示す**こと。
7. レジストリは、免許又は認証情報の信憑性に関する疑問がある場合、関連する国内の監督機関又は同等のものに相談しなければならない。
8. 登録者は、適切な規制及び免許の要件に合致していることを保証するため、**許可書、免許及び／又は関連する資格の変更を報告**すること。

レジストリは、以上の項目(「4.」及び「7.」を除く)を、レジストラに対して、レジストラント(登録者)との間の登録規約に含めさせること。



I 新gTLDの導入 3 セーフガード助言

◆ カテゴリ2 (排他的な登録)

- ① gTLD空間は**原則オープン登録**とすべきであり、カテゴリ1であげた理由などの場合に限りて登録制限が行われるべきである。
- ② 一般名詞の排他的登録ポリシーについては、**公共の利益目的に合致する場合**に限定すべきである。



2013年6月25日付けの決議により、NGPCは、**上記の助言を受入れ**。ダーバン会合では、本件は議論されず。



同年10月29日付けのNGPCレター(Heather GAC議長宛て)で、NGPCは、①**174の申請者がレジストリを排他的に運用しないこと**、②**以下の12^(※1)の申請者がレジストリを排他的に運用することを希望**しており対応中であることを説明。

.BROKER, .CRUISE, .DATA, .DVR, .GROCERY, .MOBILE, .PHONE, .STORE, .THEATER, .THEATRE, .TIRES

(※1)2013年10月29日付けのレターでは、10申請者だったが、その後、返答がなかった2申請者が追加。

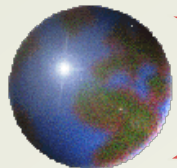


ブエノスアイレス会合では、レジストリ規約のPICとGAC助言の表現が異なっている点^(※2)等が指摘。理事会は、**PICがGAC助言を十分に反映しているかどうか検討**することとなった。

(※2)北京GAC助言では、「あらゆるレジストラ又はレジストラントに不当な優先を与えてはいけない」とあるが、PICでは、「ある人物、団体、人物又は団体の会員」と記載。

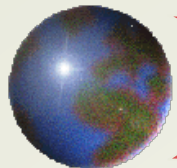


シンガポール会合では、米国が、**レジストリーが登録制限を希望する場合の要件(公共の利益の目的に合致する要件)の評価方法を明確化**することを要請。理事会が検討中。



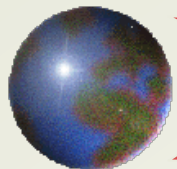
セーフガード助言のカテゴリー2のための公共性の誓約(PIC)

1. レジストリの運用者は、明白なレジストリポリシーを規定、公表及び順守することにより、公開性及び無差別の一般的な原則に一致した透明な方法でTLDを運用する。
2. TLDのレジストリの運用者が、ある人物又は団体並びに／若しくは人物又は団体の「会員(レジストリ契約の第2.9節に定義)」に登録を排他的に制限するTLDにおいて名前を登録するための適格性の条件を課すことを禁止(may not)する。「一般的な文字列」は、物品、サービス、グループ、組織又は物の特定のブランドを識別することと反対に、物品、サービス、グループ、組織又は物の一般的な分類を命名又は表す単語又は用語を構成する文字列を意味する。



4 .wine及び.vin(原産地名の保護)

- 2013年7月のダーバン会合で、原産地の地理的表示 (Geographical Indicator) の保護への対応を必要とする欧州各国等と、新たなセーフガードは必要ないとする豪等が対立^(※1)。その後の会合でも、対立は埋まらず。
- シンガポール会合中、手続きを先に進めてよいとした「新gTLDプログラム委員会 (申請文字列の最終承認権限を持つ委員会)」の決議が公表。これに対して、GACは、**ICANN約款上の違反^(※2)**があることを指摘。**文字列の委任が完了するまで、当該関係者の合意に向けた協議が促されるよう、理事会に助言。**
- 同会合後本年4月5日付けで、Crocker議長がGACへレター送付。**理事会は、ICANN約款違反はなかったものの関係者が交渉を持つため60日間** (同年5月26日まで)^(※3)
.wine及び.vinの申請を先に進めないとの判断。



I 新gTLDの導入 4.wine及び.vin (原産地名の保護)

(参考) .wine及び.vin(原産地名の保護)

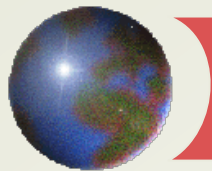
(※1)両者の主張は、以下のとおり。

欧州各国等:ワインに関する地理的表示(Geographical Indicator)の保護のため、追加的なセーフガードが必要。これが出来るまでは、文字列の手続きを先に進めるべきではない。

オーストラリア、ニュージーランド、米国、カナダ:既存のセーフガードで十分であり、文字列の手続きを先に進めるべき。仮に原産地の地理的表示の保護を議論するならば、議論の場はICANNではなく、WIPOやWTOであるべき。

(※2)ワインに関する原産地保護のための追加的なセーフガードの必要性について、理事会が専門家に法的分析を依頼。その結果、ワインの地理的表示の保護は他の文字列同様、知的財産保護の範囲内で扱うことが可能と報告され、「新gTLDプログラム委員会」が手続きを先に進める決議を会合中に独自に発表(決議:2014年3月22日付け、公表:2014年3月26日)。ICANN約款上は、専門家の分析等の外部からの助言については、理事会による決議の前にGACにコメントする機会が与えられるとされているが、これがなかったため、欧州各国が反発。

(※3)2014年5月21日、米国下院のMike Thompson議員が、関係者が合意に至らなければ、「.wine」及び「.vin」の申請を保留すべきとのレターをICANNに送付するも、同日付けで、NTIAが、米国は既存のポジション^(※1)を維持しており、関係者間で交渉を行うとする内容も認めていないとのレターを発出。



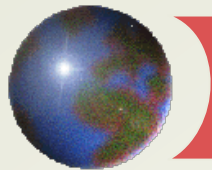
I 新gTLDの導入 5 IGOの名称保護

5 IGO(政府間機関)の名称保護

- 2013年3月22日、GACは、**条約ベースの政府間機関及び国連機関に関する予約語リスト(UPU, ITU等192件)をICANN理事会に提出**。4月の北京会合で、新gTLDが開始されるまでに、これらの**IGOの名称及び頭字語のセカンドレベルの予防的保護が行えるよう助言**。さらに、同年7月のダーバン会合では、NGPCと直接対話を行い、セカンドレベルの予防的保護を再度直接要望するとともに、**保護に関する実装のメカニズムが必要**として以下を助言。
 - (1) 潜在的な登録者(レジストラント)がセカンドレベルドメインでIGOの頭文字に一致するドメイン名を登録しようとした場合、**IGOが通知を受取ることができ、懸念を表明できるメカニズム**。
 - (2) IGO及び潜在的な登録者が不同意の場合、**独立した第三者が当該登録要求をレビュー**できるメカニズム。
- 2013年10月2日、NGPCは、上記のGAC助言のうち、IGOの保護のメカニズムを提案。
 - 上記の(1)については、**TMCH(※1)を活用**すること。
 - 上記の(2)については、**URS(※2)を活用**すること。
- 2013年11月1日、国連、ITU、WIPO等のIGOの連盟は、上記のNGPCの提案に対して、**URSが最終的な拘束力を持つ決定ではないこと、TMCHはクレーム期間の制限があること、URSやTMCHの活用には人的リソースや法的コストがかかること、IGOがグローバルで公的な使命を実施する機関なので特別な保護が必要**であること等を理由として、懸念を表明。
- シンガポール会合では、**トロント会合GACコミュニケに言及**し、改めて、**IGOの優先的な保護**を確認。

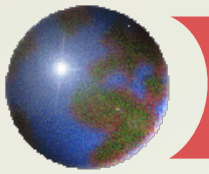
(※1) TradeMark ClearingHouseの略。TMCHでは、事前に、自らが持つ商標を新gTLDのレジストリや新gTLDを取り扱うレジストラが共通して参照するデータベースに登録しておくことにより、他者による意図しないドメイン名登録から商標を保護することが可能。

(※2) Uniform Rapid Suspensionの略。従来の運用処理方針UDRP(Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)と異なり、権利移管を目的とせず、運用の凍結(一時的な利用の差し止め)までを行う。迅速、簡単、低費用での異議申し立てが可能。



6 赤十字／赤新月の名称保護

- 2013年7月に承認された新gTLDレジストリ規約で、セカンドレベルでの**赤十字／赤新月の名称 (redcross, redcrescent等) の保護**が決定。
- 国際赤十字・赤新月社連盟は、赤十字／赤新月に関する国際的な名称だけでなく、**各国の赤十字社・赤新月社の名称 (例えば、「日本赤十字」、「日赤」) 及び頭字語の保護**を要望。同年11月のブエノスアイレス会合で、GACは、当該保護に関する検討を行い、理事会に対して本件を追加検討することを助言。
- シンガポール会合では、以下の保護を助言。
 - 英語及び各国公用語での**各国 (189ヶ国) 赤十字／赤新月社**。
 - 国連6言語での**赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟**の名称。



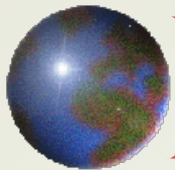
Ⅱ 他組織との交流

Ⅱ 他組織との交流

- ・GACは、理事会、NGPC、GNSO、ccNSO、Brand Registry Group等の多くの関係機関と対話を実施。
- ・ Brand Registry Groupとの対話

➡ Brand Registry Group (BRG) は、**ブランドトップレベルドメイン名のセカンドレベルでの国名及び2文字コードの解放**を要望。

➡ GACは、国名の使用の承認に関して、**GACではなく各国が直接判断できるプロセスの方が望ましい**等の意見。一方で、レジストリーの申請の負担軽減のため、**個別の要請を要さない国の登録(リスト)**の仕組みを検討することを提案。



Ⅲ IANA機能に関する米国政府発表とNETmundial

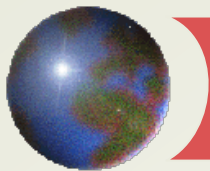
Ⅲ IANA機能に関する米国政府発表とNETmundial

1 IANA機能に関する米国商務省国家電気通信情報庁(NTIA)発表

- ・3月14日、NTIAが、**DNSにおける自身の担ってきた役割をグローバルなマルチステークホルダーに移管する意図**があることを発表。(⇒スライド17)
- ・**NTIAのストリックリング長官がGAC会合に出席し、この発表を改めて説明。**日本を含め、**GACメンバーはこれを歓迎するとともに以下を助言。**
 - NTIA発表は、インターネットガバナンスを真にグローバルなものにするプロセスにおいて**時宜を得たもの**であり、**マルチステークホルダーモデルの展開における大きな進歩。**
 - 一方、移管実施のための**多くの条件**が課されている。
 - GACは、NTIAの役割の移管の検討プロセスに進んで参加、貢献するとともに、**未だGACメンバーでない政府を含め、全ての関係者へのアウトリーチが必要**であることを強調。
 - ICANNは、2014年4月の**NETmundial**や9月の**IGF**のような既存の会合を十分に活用すべき。

2 NETmundial

- ・ブラジルのフォンセカ大使がGAC会合に出席し、**NETmundialの準備状況と概要等を説明。**併せて、会合前日に政府向けセッションを開催するため、GACメンバーに参加を要請。



Ⅲ IANA機能に関する米国政府発表について

2014年3月14日、米国・商務省国家電気通信情報庁（以下、NTIA）は、**重要なインターネットドメイン名機能をグローバルなマルチステークホルダー・コミュニティに移管する意向**をプレスリリース。

インターネットの政策策定及びガバナンスのマルチステークホルダー・モデルを支持し、強化するため、**NTIAは、重要なインターネットのドメイン名機能をグローバルなマルチステークホルダー・コミュニティに移管する意向を表明する**。最初のステップとして、NTIAは、インターネットのDNSの調整においてNTIAが担っている現在の役割を移転する提案を進展させるため、**ICANNがグローバルなステークホルダーを招集**することを求める。

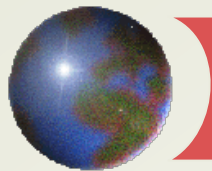
NTIAの責任とは、歴史的にDNSの管理人であったことだけでなく、**権威ルートゾーンファイル**（全てのトップレベルドメイン名とIPアドレスのリスト）**への変更を管理する手続き上の役割**を含む。NTIAをその役割から解き放つことは1997年に米国政府によって描かれた**DNSの民営化の計画の最終段階**である。

移行提案は**幅広いコミュニティの支持**及び**以下に掲げる4つの原則**を満たさなければならない。

- ・**マルチステークホルダー・モデルを支持し、強化**すること。
- ・**DNSのセキュリティ、安定性及び弾力性を維持**すること。
- ・**グローバルな消費者及びIANAサービスのパートナーのニーズと期待**に応えること。
- ・**インターネットの開放性を維持**すること。

米国議会決議(S.Con.Res.50及びH.Con.Res.127; インターネットガバナンスにおけるマルチステークホルダー・モデルを支持するもの)に従い、NTIAは、**NTIAの役割を政府主導又は政府間の組織で代替**するという提案は受け入れない。

移行提案を策定するためにステークホルダーがICANN主催のプロセスを通して活動する間、NTIAの現在の役割は、引き続き、維持される。**現在のIANA機能の契約は、2015年9月30日に失効**する。



Ⅲ IANA機能に関する米国政府発表について

2014年4月8日、ICANNは、NTIA管理移管プロセスの**原則**及び**メカニズム**とともに、当該プロセスがオープンで、透明で、包括的で、説明可能であることを管理(steward)するための**ステアリンググループ**を組織することを発表。

ステアリンググループについて

- 【構成】**
- ・ICANNのSO及びAC(*)から各2名の代表者、当事者(Affected Parties)であるIETF、IAB、ISOC、NROから各2名の代表者で構成。
 - ・ステアリンググループが、**ステアリンググループ議長**を指名。
 - ・プロセスの招集者として、ICANN理事会は、ステアリンググループへの**理事会リエゾン**を任命。

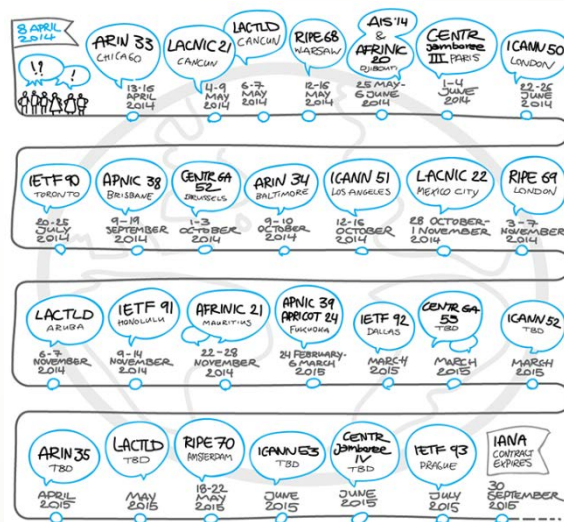
- 【メンバー選出方法】**
- ・ICANN理事会議長及びGAC議長が、ICANNコミュニティの中から**メンバー**を選出。当事者(IETF、IAB、ISOC、NRO)は、自ら代表者を選出。
 - ・**多様性及び地域バランス**を保証し、あらゆるICANNの利害相反を考慮。

- 【役割】**
- ・ステアリンググループの役割は、プロセスの進捗を調整し保証すること。
 - ・NTIAに提出する**ステアリンググループの最終提案**は、ICANN及び当事者によって**レビュー**される。

- 【今後の予定】**
- ・ステアリンググループは、**2014年6月の第50回ICANNロンドン会合**で組織される。当該会合でオープンフォーラムを開催。
 - ・ステアリンググループは、**ICANNロンドン会合中に議長を決定し、設立趣意書(charter)を最終化する。**

(*) アドレス支持組織(ASO)、分野別ドメイン名支持組織(GNSO)、国別ドメイン名支持組織(ccNSO)、At-Large諮問委員会(ALAC)、ルートサーバ・システム諮問委員会(RSAC)、セキュリティと安定性諮問委員会(SSAC)、政府諮問委員会(GAC)の7組織から各2名。

(今後の関連会合)



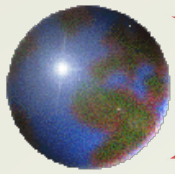
原則及びメカニズム

原則

- ・包括的 ・透明 ・グローバル ・説明可能であること
- ・マルチステークホルダー ・焦点を絞る ・实际的で、根拠に基づく
- ・オープン ・害さない ・コンセンサスペース

メカニズム (手法)

- ・ウェブに基づくプラットフォーム ・ワーキンググループの手法を利用する
- ・対話を組織する ・既存の情報及びプロセスを活用する
- ・ストレステストを実施する ・明確で目に見えるタイムラインを設定する
- ・他のフォーラムでの議論を認識する ・幅広くアクセス可能なプラットフォーム
- ・複数言語のサポート ・複数のコメントのフォーラム



(参考) NETmundial Multistakeholder Statement (声明)

インターネットガバナンスの原則 ~抜粋~

人権及び共通の価値観

人権は、世界人権宣言で反映された普遍的なものであり、インターネットガバナンス原則を支える。国際的な人権の法的義務に基づき、私たちがオフラインで持つ権利は、オンラインでも保護されるべき。この権利は、表現の自由、結社の自由、プライバシー、アクセス性、情報及び情報へのアクセスの自由、開発を含むが、これらに限られない。

媒介者の保護

媒介者の責務制限は、経済成長、イノベーション、創造及び情報の自由な流通を尊重する方法で実装されるべき。公正なプロセスに基づくステークホルダー間の協力により、不正な活動が防止されるべき。

文化及び言語の多様性

インターネットは、グローバルに一貫性があり、相互接続されており、安定的で、分断がなく、スケーラブルで、アクセス可能なネットワークの中のネットワークでなければならない。

1つで分断のない空間

インターネットのセキュリティ、安定性及び弾力性

オープンで分散的なアーキテクチャ

持続的なイノベーション及び創造を可能とする環境

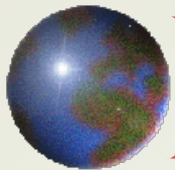
インターネットガバナンスのプロセスの原則

マルチステークホルダー；オープン、参加型、コンセンサス主導のガバナンス；透明性；説明責任；非排他的で平等；分散的；協力的；授権的で意義ある参加

アクセス及び低いバリア

オープンな標準

インターネットガバナンスは、人類の発展及び社会への組込みを可能にする効果的なツールとなるよう、普遍的で、機会の平等があり、安価で、高品質のインターネットアクセスを促進すべき。



(参考) NETmundial Multistakeholder Statement (声明) インターネットガバナンスの将来の展開に向けたロードマップ ~抜粋~

機構の改善を扱う課題

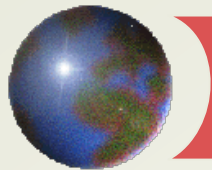
1. インターネットガバナンスのエコシステムにおける責任を持つ全ての組織は、**透明性、説明責任及び非排他的原則**を策定し、実施すべき。
2. 現在、既存の調整によって適切に扱われていない**新しい(emerging)トピック及び課題**を検討するための**メカニズムの必要性**が検討されるべき。
3. **強化されたIGFの必要がある**。改善は、以下を含む：
 - a. 改善された成果：改善は、**成果/勧告の提供**や**政策オプションの分析**といった創造的な手法を含めて、実施され得る。
 - b. IGFの任期を**5年以上延長**。
 - c. 幅広く寄付に基づくことを含み、安定的で予測可能な**IGFの資金が保証**されること。
 - d. IGFは、セッション間の対話を通じ、**世界中の議論を促進するメカニズム**を採択すべき。**強化されたIGFは、長年に渡る課題や新しい(emerging)課題を議論するためのプラットフォームとしてより良い役割を果たすだろう。**
4. インターネットガバナンスのエコシステムとなる既存のフォーラム、タスクフォース及び組織の間で適切なコミュニケーション及び調整があるべき。
5. **IANA機能の管理移管は、インターネットのセキュリティ及び安定性を維持すること、全てのステークホルダーグループの平等な参加原則を保障すること、2015年9月までの完全な移管に向けて努力することに集中して、思慮深く実施されるべき。**
6. **ICANNのグローバル化プロセスにより、真に国際的でグローバルな組織が、組織内ステークホルダーとグローバルコミュニティ双方の要求を満たしつつ、明確に実装可能で検証可能な説明責任と透明性を有するメカニズムを持って、公益に奉仕することを加速していくことが期待。**

NETmundialを超えた将来の議論の視点

equal footingの意味を含めたステークホルダーの役割や責務、管轄権とインターネットガバナンスとの関わり、ネットワーク中立性等は、適切なフォーラムにおいて更に理解を深めたり議論が必要な視点であることを確認。

今後

NETmundialでの発見や成果は、2015後の開発アジェンダ、WSIS+10、IGF及びあらゆるレベルの様々な組織や団体で開催されるインターネットガバナンスの議論のような、他のプロセスやフォーラムに送られることが期待。



● 今後の予定

● 今後の予定

- (1) ICANN/GACロンドン会合 (GACで共有されたアジェンダより)
 - ① 新gTLD
セーフガード助言の実施、個別文字列、IGOの保護、赤十字／赤新月の保護
 - ② レジストリー及びレジストラの要件
プライバシー・プロキシサービス、データ保持及びウェーバー
 - ③ インターネットガバナンス
NETmundialからのアップデート
 - ④ IANA移管プロセス
 - ⑤ 説明責任及び透明性
 - ⑥ 他組織との交流 他
- (2) ICANNハイレベル会合 (2014年6月23日 (月))
 - ① 進化するインターネットのエコシステムにおけるICANNの役割
 - ② ICANNにおける政府の役割の強化及びGACの将来の役割
- (3) 次回
 - ・ 2014年6月21日～26日 於イギリス(ロンドン)